

近世・近代の海女漁における資源管理について

―江戸期の管理制度と組合規則への継承―

杉山 亜有美

はじめに

海女は、考古遺物の検討から、遡ること三千年前には存在していたと考えられており⁽¹⁾、文献記録でも、奈良時代の『万葉集』にその姿が登場する。江戸時代には浮世絵の題材として好んで海女の姿が描かれ、当時の社会でも大いに興味を抱かせる存在であった。海女漁においては、最新技術を駆使した漁法が発達した現代でも、その身一つと簡単な道具のみで広い海に飛び込み、一回にわずか一分程の潜水作業にすべてを懸ける原始的な漁法がいまだに続けられていることは、驚くべきことである。

現在、日本には二〇〇〇人余りの海女が存在しているが⁽²⁾、そのうち志摩半島の海女がその半数ほどを占める⁽³⁾。三重県はまさに「海女の国」と言えよう。

海女漁の主な漁獲物は、鮑・栄螺（サザエ）などの貝類、若布・荒布などの海藻類であり、その操業形態は、舟人（フナド）と称される夫婦や父娘など男女ひと組で船で漁を行う方法と、徒人（カチド）と称される浮き桶を携えて各自で随意に漁を行う方法がある。

現在海女漁は、主な漁獲物が磯付資源であるため、乱獲による資

源の枯渇が叫ばれ、漁獲物の大きさや漁期について厳しい制限の下で漁が行われている。海女漁の存続のためには、一般の漁業とはレベルの違う漁獲規制が必要なのである。しかし、こうした規制がいつの時代から、どのような形で行われ、現在に繋がってきたのかは、まだ明らかにされていない。

本稿では、志摩半島における海女漁の規制に焦点をあて、江戸時代の海女漁村ではどのような理由で規制が存在し、それが近代社会への転換とともにどのように変化していったのかを明らかにしたい。

本論に入る前に、江戸時代における志摩半島の海女漁村について概観しておく。藩政時代の志摩半島（現在の鳥羽市、志摩市域）には、答志、志摩の二郡・五六ヶ村の村が存在し⁽⁴⁾、鳥羽藩の支配を受けた。鳥羽藩の支配組織は、郡奉行・代官・大庄屋・庄屋の仕組みで行われ⁽⁵⁾、この下に村民が統制されていた。海女を多く有した漁村では、その多くが入り組んだ地形ゆえに耕地面積が狭く、渡世の手段を漁業に頼らざるを得なかった。なかでも海女による潜水漁業が村経済に大きな役割を果たしていたのである。元禄三（一六九〇）年に起こった石鏡村と坂手村の漁業論争文書⁽⁶⁾の中では、当時の石鏡村のなりわいとして「当村之儀兼々御存知被為遊候通田畑すくなく御座候故、第一鮑栄螺を取朝夕のいとなみに仕候」と記されており、ここからも志摩漁村における海女漁の比重の大きさが理解できよう。

こうした海女漁村が多くあったにもかかわらず、鳥羽藩では各漁村に浦役を課したほかは積極的な漁業政策を展開してはおらず⁽⁷⁾、基本的に村単位での管理・運営に任せていた。

一章 江戸期における海女漁の規制

第一節 海藻の磯留制

志摩半島は気候温暖な海域に面し、魚介類・海藻類が豊富であった。海女漁村では海藻の多くが海女の潜水漁業により採取され、その販売は村の経済を支える重要な部分を占めていた(8)。江戸時代に入る頃より海藻を食す習慣が支配階級から百姓、町人層へと広まっていき、それにつれて海藻の売買も盛んになっていたのである(9)。特に志摩半島の海藻は質が良く、大坂や伏見の商人(10)を通して多く売買された。

こうした海藻を採取する村々では、採藻期をどのように定めていたのであろうか。現在に残っている指出帳(1)などから、当時の海女漁村における海藻の採藻期を確認する。

享保十一(一七二六)年の「指出帳」から、各漁村で実際に行われていた採藻期を表一に、明治十四(一八八一)年に編述された『三重県水産概略』(2)から、海藻の適漁時期を表二にまとめて示した。

各漁村の採藻期について見てみると、まず若布については答志村が初若布を正、二月から採取しているが、基本的には二月から三月が採藻期であったと言えよう。荒布は五、六月から八月、鹿尾菜(ヒジキ)は相差村では十月から翌三月、国崎村では二月から三月と冬季が採藻期であり、甘苔(アマノリ)は二月から三月、海羅(フノリ)は

漁村	海藻名	採藻期
坂手村	初生若布	(御用の節、差上)
	ほんたわら	12月中に差上
	ふのり	(御用に付、6月7月中差上げ)
石鏡村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	煮荒布	(御用の節、差上)
	若布	(御用の節、差上)
	甘苔(アマノリ)	(御用の節、差上)
	海鹿(ヒジキ)	(御用の節、差上)
桃取村	煮ひじき	(御用の節、差上)
	海雲(モズク)	(御用の節、差上)
	洗ふのり	(御用の節、差上)
答志村	初若和布	正2月中に差上
	洗若布	3月～4月迄
	塩若和布	(御用の節、差上)
	洗ふのり	6、7月～洗う
	荒布	5月～8月迄
	甘苔(アマノリ)	2、3月
菅島村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	煮荒布	(御用の節、差上)
	潮和布	(御用の節、差上)
相差村	若布	2月～3月迄
	荒和布	5月～8月迄
	甘苔(アマノリ)	2月～3月迄
	海鹿(ヒジキ)	10月～3月迄
	洗布苔	(御用の節、差上)
国崎村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	若布	2月～3月迄
	あらめ	6月～8月迄
	甘苔(アマノリ)	2月～3月迄
	海鹿毛(ヒジキ)	2月～3月迄
畔蛸村	洗ふのり	(御用の節、差上)

表1

*『鳥羽市史 上巻』に掲載された享保11年の各村の指出帳を基に作成。
*表中「御用に節、差上げ」は採藻はしているが、指出帳からは採藻期が特定できなかったものを示す。

海藻名	適漁時期
若布(ワカメ)	2月～5月
荒布(アラメ)	6月
鹿尾菜(ヒジキ)	寒中
海苔(アマノリ)	12月～3月
海羅(フノリ)	1月～5月
石花菜(テングサ)	6月～8月

表2

答志村からしか判断できないが、六、七月には洗っていることから、それ以前には採取していたはずである。その他にも海女漁村では天草など多くの海藻を採取していたであろうが、享保十一年の指出帳に記されるのは以上の通りである。

実際に村々で行われた採藻の時期と、表二に示した適漁時期とを比べてみると、当時においても海藻の採取が適漁時期内に行われていたことが分かる。但し、ここで注意しておきたいのは、多くの漁村がほぼ同時期に採取を行ってはいるが、全く同一ではなく多少のズレが生じている事である。つまり、採藻期は各漁村で決められていたのである。また、『三重県水産概略』の「石花菜及各種海藻」の項に「各藻其採季ニ至レハ一村ノ申約ニヨリ快晴静風ノ日ヲ撰ミ、口チ明ケト唱ヘ法螺ヲ吹テ採藻ニ従事ス」とあることから、各村で村内の統制を図り海藻の採取に従事していたことが読み取れる。

次に海藻採取の時期に関する規制について考えてみたい。明治十六（一八八三）年に編述された『三重県水産図解』⁽¹³⁾中の各漁村の慣行及び規約等を集めた「漁村維持法并規約」の項に、村で採取を許可する「口明け」と、禁じる「磯留」について詳しく記されている。各漁村の「維持法」⁽¹⁴⁾から、「口明け」と「磯留」が行われる時期を表三にまとめた。

志摩半島のほとんどの海女漁村において、海藻の採取に関して「磯留」⁽¹⁵⁾が行われていることが分かる。例えば石鏡村、相差村では「苔藻類ハ各季節アリテ磯留口開等ノ規約アリ。若布ハ二月、布苔ハ十二月、甘苔ハ二月、荒布ハ夏季土用中夫々採藻季節ニヨリ口開ケナス…」であった。注目したいのが磯留を行う期間である。各漁獲物の適漁時

町村	海藻名	採藻の時期規制
鳥羽町 小浜村	海帯(アラメ)	旧4月29日口明け
	若布	旧2月口明け
桃取村	鹿尾菜(ヒジキ)	冬季より立夏迄磯留
	布苔	冬季より立夏迄磯留
安楽島村	鹿尾菜(ヒジキ)	10月より翌3月迄磯留
菅島村 答志村	若布・海苔・鹿尾菜・荒布・布苔等	採藻の季節に従い磯留
石鏡村 相差村	若布	2月口明け
	布苔	12月口明け
	甘苔	2月口明け
	荒布	夏季土用中口明け
船越村 片田村 布施田村 和具村 越賀村 村村 御座島村 張南	石花菜 若布 荒布 鹿尾菜	各季節により磯留

表3

期を示した表二と見比べてみると、この磯留は適漁時期に至って磯を留め置いていることに気が付く。同書の菅島村、答志村の維持法には「若布、海苔、鹿尾菜、荒布、布苔等ハ、渾テ採藻季節ニ随ヒ磯留メヲ為シ、採期ニ臨ミ口開ケヲナス」とあり、各漁村が意図的に行っていたことである。従来、磯留制については、現在に見るような資源管理を意識した制度であると評価されてきた。中田四朗氏は荒布の磯留について「鮑・天草などと同様に、荒布の口明け日は、村掟として近世初期に確立してきたものと思われる。この口明け、磯留めの制は現在まで生命を持ち続けている」としている⁽¹⁶⁾。しかしながら、ここで見る磯留の期間設定からは、それが「現在まで生命を持ち続けている

る「磯留制であったとは言えない。なぜなら、繁藻期とは違い適漁時期に磯を留め置くことは、資源管理としての意味を成さないからである。つまり、今までの見解には当てはまらない磯留制がここから読み取れる。この磯留制は、各漁村が独自に、特定の海藻について制限を加えたものである点にも注目したい。

最後に、この磯留制はいっ頃から発現したのかを検討しておく。磯留の存在を記したもので最も古い史料は、管見の限り元禄三（一六九〇）年の石鏡村と坂手村の漁業争論文書⁽⁷⁾である。坂手村が石鏡村の磯での漁業権を領主から保証されていると主張したことに対し、石鏡村はそのようなことは了承しておらず、自村の磯も村内で大切にしてきたものである、と反論している。その中で石鏡村は「其上若布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まで留磯に仕候」としており、元禄三年の時点で石鏡村には上記のような磯留制が存在していたことは間違いない。石鏡村のみの事例で結論付けるのは安直ではあるが、海藻の磯留制は江戸時代前期には発現していたことは確認しておきたい。

第二節 鮑の漁期規制

本節では、海女の漁獲物の中でも中心となる鮑の漁期規制を検討するが、前提として各海女漁村の鮑の採捕期を確認しておく。海藻と同様に享保十一年の「指出帳」から明らかに出来ればよいが、鮑の採捕期を記した村が少なく困難であるため、他の年に出された「指出帳」

や『三重県水産概略』、『三重県水産図解』などの明治期に入ってから記された史料も活用する。史料を見出すことの出来ない村も多く、石鏡村、国崎村、船越村、答志村、神島村の採捕期を明らかにするに留まった。

漁村	鮑の採捕期	出典
石鏡村	夏中から秋中 5月～10月	『延宝9年石鏡村目録之引替』 『三重県水産概略』(明治14年)
国崎村	5月～11月	『三重県水産図解』(明治16年)
船越村	(4月～8月迄は熨斗、9月～3月迄は生鮑として出荷)	『貞享4年指出帳』
答志村	3.4月～9.10月	『享保11年指出帳』
神島村	4月～10月	『地誌取調書』(明治16年)

表4

各海女漁村の鮑の採捕期をまとめたのが表四である。まず石鏡村の事例を見ると、延宝九（一六八二）年に出された「石鏡村目録之引替」には、「夏中より秋中鮑菜螺あらめ、鯉ヲつりニ出申候」とある。具体的な月は明示されていないが、『三重県水産概略』に「漁婦ノ潜没シテ捕フルモノハ五月ヨリ十月ノ事トス石鏡村」とあることから、石鏡村では鮑の採捕期間が五月から十月に定まっていたものと思われる

る。船越村では、貞享四（一六八七）年の「指出帳」に「鮑取申候得ハ、四月より八月迄ハのし二仕、宇治山田商人ニ売申候、九月より三月迄ハ生鮑ニ而名古屋、津、川崎へ送り売申候」とあり、夏・秋頃は熨斗にして、冬・春頃は生鮑で各地に出荷しており、鮑漁が通年行われていたことが分かる。また答志村では享保十一年の「指出帳」に三、四月から九、十月まで鮑を採捕していることが記され、石鏡村と同様に採捕期が定まっていたが、石鏡村（他村）より早い時期から採捕が行われていたようだ。鮑は海藻とは違い、各村で採捕期が大きく異なっている。これは、鮑の漁期が『三重県水産概略』に見るように「四季を問わず」であり、通年漁をすることが出来たからであろう。加えて、各海女漁村で採捕された鮑が生鮑として津、松坂、名古屋などに送られたほか、大坂などの遠隔地には乾燥鮑として輸送することができ⁽¹⁸⁾、その販路が開けていたこと、近くには伊勢⁽¹⁹⁾という巨大な消費地があり、需要が絶えなかつたからと考えられる。

では、鮑漁の漁期規制について見ていきたい。明確な形で確認出来る史料は、『三重県水産図解』の菅島村、答志村における「維持法」の項に「鮑漁ハ九月ヨリ十二月迄ヲ磯留トス」とあるのみである。この項には磯留の理由について、「九月ヨリ十二月迄ハ鮑子ヲ胎ミ、且ツ海上風波荒クシテ捕獲シ難キ季ナリ」と記している。菅島村と答志村では、明治十六年の時点で既に産卵期の漁獲を制限するという、明確に資源管理を意図した磯留が行われていたことが分かる。だが、先に見たように享保十一年の「指出帳」では採捕期を三、四月から九、十月としており（旧暦での表記であり、太陽暦に置き換えれば十一月頃まで行われていたことになる）、江戸時代前期の段階では、上記の

ような磯留制はなかつたことになる。資源管理を意識した磯留制は、江戸時代中期以降から明治時代初期までに発現したものと考えられよう。また、地理的な範囲についても、『三重県水産概略』では五月から十月、『三重県水産図解』には国崎村では五月から十一月まで鮑漁を行っていたことが確認でき、答志村・菅島村にみるような制限は設けていなかったことは明らかである。江戸時代中の鮑漁の漁期制限は志摩半島全域にみられるわけではなく、ごく限られた地域のものであつたと推測される。

鮑漁の漁期制限について要点を整理すると、以下のようになる。まず、①鮑漁の漁期自体は通年であり、②ゆえに石鏡村や答志村のように採捕期が定まっていた村と、船越村のように通年で採捕を行っている村が存在した。ただし、採捕期が定まっていたとしても、その時点で磯留などの規制が存在していたかは明らかにし得ない。そして、③鮑の漁期規制としては、答志村・菅島村が産卵期についての知識を持って資源管理を意図した磯留を行っていた。ただし、その発現は江戸時代中期以降から明治時代初期までの間であり、範囲もごく限られた地域のみであつた。

第三節 鮑の大きさの規制

漁獲する鮑の大きさに対する規制にも注目しておきたい。現在三重県では、三・五寸（十・六センチ）以下の鮑の採捕が禁止されているが⁽²⁰⁾、江戸時代においても現在ののような体長規制はあつたのであ

ろうか。その前に、当時における漁民の鮑の大きさに対する認識を確認しておこう。文化七（一八一〇）年の「答志村文書」の「干鮑願書之控」⁽²⁾には、鮑の生貝商人⁽²⁾が「其日之揚高、貝大小、上中下を見込」んでいたとあり、鮑の大きさに基準があったことは明らかである。相差村等の享保十一年の「指出帳」には「中鮑」という記述も見られ、鮑の大きさについての認識には段階が存在していたようだ。

さらに享保十一年の各村の「指出帳」に提示されている鮑の大きさとその代銀に注目する（表五）。

漁村	鮑の大きさ	代銀
石鏡村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
	3寸	4分
答志村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
菅島村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
相差村	中鮑	5分
国崎村	中鮑	5分

表5

答志村、菅島村、神島村では六寸のものを銀一匁、五寸のものを銀八分、四寸のものを銀六分にて、石鏡村では三寸の鮑も銀四分で差し上げている。相差村等が献上している「中鮑」の代銀が五分であったことを合わせ考えると、当時の漁民にとっては三寸から四寸までの

大きさの鮑が「中鮑」という認識であったのではなからうか。それ以下の大きさの「小鮑」も採捕していた可能性も十分に考えられ、三・五寸の鮑の採捕を禁止している現在に比べると、当時の採捕する鮑の大きさに対する認識は比較的緩やかなものであったと言えるだろう。

次に鮑の大きさの規制について検討する。大きさの規制について述べられている史料はほとんど確認できず、わずかに『三重県水産概略』の鮑漁の項に石鏡村、安乗村の事例が見られるだけであった。

按ズルニ種族蕃息ノ保護法ヲ設ケス。然レトモ、其小ナルモノヲ捕フヲ禁ス。石鏡村例規。安乗村ノ如キハ小鑿ヲ用使セス。故ニ捕獲ニ不便ヲナシ小ナルモノヲ保護スル一斑トス

この後の文には「是レ旧慣ノ例規ナリト云フ」と続くことから、石鏡村、安乗村での上記の保護法は江戸時代から続いていた慣行であったと考えられる。安乗村のように道具を制限することによって小さい鮑を保護していた事は、道具の規制という面からも注目される。他村においても同様の規制が存在していたことも十分に考えられるが、引用した記述にあるように「種族蕃息ノ保護法ヲ設ケス」であり、その規制は鳥羽藩全体で定められたものではなく、あくまで一村内における自主的規制であったことに留意しておきたい。加えて、先に見たように当時は漁民の鮑の大きさに対する認識が現在とは異なっていたから、石鏡村の「其小ナルモノ」が現在の認識とは違ったものであることにも注意しておきたい。

第二章 海女漁における規制発現の背景

第一節 得意商人に対する海藻の売買

第一章第一節で見たように、江戸時代に志摩半島の海藻の採藻期には、適漁時期に磯を留め置くという磯留制が存在していた。しかし、なぜそのような磯留制が発現してきたのであろうか。その理由について、志摩半島の海女漁村と大坂商人・伏見商人などの海藻売買に従事する「得意商人」との関係に焦点をあてて検討する。

先に見た元禄三（一六九〇）年の石鏡村と坂手村との漁業論争文書に記される石鏡村の主張を改めて検討しよう。石鏡村は磯を留め置いて海藻を採取した後に「伏見之商人に売、御年貢浦役水主米に上納仕候」としており、伏見商人との取引によって村内の年貢や浦役などを上納していたことが分かる。「伏見商人」とは、志摩の村々どどのような関係を取り結んでいたのであろうか。

安永二（一七七三）年に藩の荒布買い上げに反対し、鵜方組・国府組・小浜組の内の二十ヶ村（2）から出された嘆願書（4）がある。ここから重要な部分のみを抜き出してみる。

先達而奉申上候通、荒布売買之儀者往古より大坂・伏見・備前・尾州辺、其村々取遣仕来候買主有之売渡申儀ニ御座候、然所数年來之儀ニ御座候得者懇意重り申ニ随ひ、荒布代金先借仕其外作方不出来、或者不漁・病難等ニ而御年貢金不足仕候歟、村賄金差支申節者、右買主江無抛頼入、世話ニ相成候儀共数多御座候ニ付、

荒布代金ニ而者勘定相済不申、追々滞金出来仕候故自然と大金ニ相成返済難成、尚又荒布代金不残右借用之内江相渡候而者、村方賄一向弁不申候ニ付、其旨を以相敷ニ滞金之分者敷金と申仕具候様其恩分ニて永々荒布外売致間敷旨堅申合候而、荒布代金八年々請取候様ニ仕候村方茂有之、其外所々村借金多催促ニ迷惑仕、其差間ニ相成候村々ハ、右為作略之ニ買主方江荒布質物ニ差入年賦定仕、大金借請候而、年々荒布不残相渡、代金七年賦差継ニ仕候村方茂御座候而彼是入組候訳共多御座候、左候得者、今度被願出候両人支配ニ相成候而、是迄之買主江約束違申ニ付、六ヶ敷申出候様ニ罷成、其村々難渋可仕候、此段別而氣之毒ニ奉存候得共具ニ申上候儀者恐入、尚又是等之儀精（々々）御吟味被為仰出候御儀ニ茂無御座候ニ付、旁差控候而微細二者不申上候、乍恐御賢察被為成下候之様奉願候、尤安乗村之儀者荒布売渡方之儀ニ付外村々と違候筋茂御座候ニ付、其訳別紙ニ申上候御事

志摩漁村では、大坂・伏見商人などの得意商人から代金の先借りを行っていた。また作方の不出来や不漁、病難等により年貢金が不足した際には金子の借用を頼み、滞金の際には「敷金」としてもらい、借金返済が困難な時には延滞してもらうなどの恩義を受けていた。この関係は、村経済の成り立ちに不可欠なものとなっていた。村々は大坂や伏見の商人に対して「永々荒布外売致間敷」といった姿勢を取っていた、と言うよりも、そうせざるを得なかったのであろう。志摩半島の多くの村々と、大坂や伏見の商人らとは、経済的理由から深い繋がりをもっていたのである。

菅島村と伏見の得意商人との間で交わされた荒布出荷の様子が窺

える史料が、「菅島文書」のなかにある（「元禄三年午十二月、菅島村年代記」⁽²⁵⁾）。

伏見塩屋孫左衛門殿

菅島村荒布之事

一 何万何千把 此船賃何程

右ハ兵庫市郎右衛門船二積上せ申候

ねれかひ仕直し把能々御致被成御請取可被下候、則船賃銀御算用被成御渡し可被下候、海上之儀、其元可為御法候、送り状仍如件

元禄十一年

伏見代塩屋孫兵衛 印

菅島村宿作兵衛 印

大坂西横堀布屋安兵衛殿

史料にある伏見塩屋孫左衛門とは伏見商人であり、その手代である塩屋孫兵衛が菅島村まで荒布を買い付けに出向き、荒布を大坂に送っていた。売り手には菅島村の庄屋作兵衛⁽²⁶⁾の名が記されており、村単位での海藻の売買の様子が読み取れる。売り払われた荒布の代金は藩に上納されたり、借金返済に充てられていたので、個人で採取・販売を行いその利益を得ることは許されなかったのである。

こうした売買の在り方は、菅島村の荒布取り引きに限定されたものではない。先に見た元禄三（一六九〇）年の文書には、若布、荒布取り引きに関連して「近年は石鏡村にも大分に借金御座候」であったため「若布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まで留磯に仕候而、伏見之商人に売御年貢浦役水主米に上納仕候」と記されており、石鏡村でも若布、荒布を商人に売り払い借金の返済に充てていたこと

が分かる。『三重県水産図解』に記される和具村、御座村の「維持法」には、「殊ニ和具村御座村ノ如キハ最モ石花菜ニ富メル地ニテ村中收穫セルモノヲ一纏メニシ大阪地方ノ商人へ販賣ス。故ニ一人一已ニ販賣スルヲ許サ、ル規約ナリ」とあり、和具村・御座村では石花菜（テングサ）を得意商人に販売していた。様々な海藻が各村において、村で一纏めにして売買する「一手売り」がされていたと考えられる。

ここで、なぜ適漁時期に磯を留め置く磯留制が行われたのかという問題に立ち返ってみよう。海藻を扱う得意商人は、経済的恩義を受ける海女漁村にとつてなくてはならない存在であった。それゆえに村方としては、商人との関係を維持するため外売りを許さず、「村一手売り」を行っていた。このような状況で個人が海藻を売買すると、得意商人との約束に背くだけでなく村経済にも打撃を与えてしまう。つまりこの磯留制は、村が把握しない売買を防止するための村の施策であったと考えられるのである。採取の適漁時期に磯を留め置くことで個人が勝手に採取するのを取締り、口明け日に一村をあげて採取することを、村で取り決めていたのではなからうか。得意商人と志摩漁村との関係は江戸時代初期の頃には形成されており、経済的理由における磯留も、早い時期から存在していたのであろう。

第二節 鮪漁と海女漁

海女漁の时期的制限を考える上で無視できないのが他漁との関係である。志摩漁村において、海女漁の他に鰹釣り漁、海鼠（ナマコ）

引網などの諸漁が盛んに行われてきた。延宝九（一六八一）年の石鏡村の「指出帳」からは、春には海老楯網、八月、九月には「なんぼく網」⁽²⁷⁾による鱈（ムツ）・鯨、冬には鯨（ボラ）漁が行われていたことが分かる。その中でも特に冬の鯨漁は、海女漁の漁期に大きな影響を与えていた。この節では、海女漁と鯨漁の関係について石鏡村を事例に検討したい。

鯨漁は、鳥羽藩の財政にとって大きな意味を持った漁であった。冬の時期に群を成して回遊してくる鯨は、伊勢湾に入り、やがて南下をはじめ小浜村、鳥羽町、安楽島村、浦村の順に回遊し、石鏡村の沖を通って外洋へと出ていった⁽²⁸⁾。志摩半島の入り組んだ地形は鯨漁の絶好の漁場となっていたのである。この点に注目した鳥羽藩では、貧しい藩財政の補填のため鯨楯網漁を藩営漁業として保護・奨励し、藩が指定した海面区画では鯨楯網漁は藩からの許可がなければいかなる理由であろうと漁が出来なかった⁽²⁹⁾。

また、鯨はその特徴ゆえに漁の仕方も特殊であった。鯨は冬期に群れを成し志摩半島に回遊してくるが、物音に敏感で一度散乱してしまうとなかなか元の群れには戻らない。それゆえに、鯨漁が行われる際には浦留を行い、他の漁を留め置き、廻船の入津も制限することで群の散乱を防止し、進路の障害となるものを浦内から排除する必要があった⁽³⁰⁾。また、漁は一村を挙げて行わなければならない、大楯漁の際には複数の村々が参加する大規模な漁が行われた。漁法は大きく分けて二種類あり、石鏡村のように外洋に面し内湾が少ない村では主に敷網漁⁽³¹⁾が行われ、浦村のように奥に伸びた内湾を有する村では主に楯網漁⁽³²⁾が行われた。

鯨漁と海女漁の関係について、史料から見て行こう。元禄三（一六九〇）年の石鏡村と坂手村の漁業論争文書には「まして石鏡村磯之儀ハ名吉之時分に罷成候へは大事に仕、へたかつき立網もさせ不申」と記されており、鯨漁を行っている時期には「かつき」¹¹海女漁はさせなかったことが分かる。なぜ海女漁より鯨漁が優先されたのであるうか。鯨の価格、捕獲量、漁期の三点から考えてみることにしよう。

まず価格であるが、元禄四（一六九一）年の石鏡村の「指出帳」では、鯨は「壹本二付代銀七分宛」であり、「中鮑」よりも高く、現代の相場とは違いかなり高価であったと言える。捕獲量については、鯨は群を成してくる魚であり、そのまとまった捕獲量ゆえに藩の財政を潤す程であった。天保八（一八三七）年には小浜村で冬季のわずか三ヶ月の間で二三四四七六本もの鯨を捕獲し、その代金が六一二両余りであったという⁽³³⁾。漁期については、志摩半島にやってくる冬の鯨は、脂の乗った最も美味しい状態であった。志摩の鯨は特に「泥味が無い」良質のものであり、津、松坂、名古屋、そして伊勢⁽³⁴⁾に多く販送されていた。価格が高く捕獲量も多く、そして鯨がもつとも美味しい時期に漁期を迎える志摩の鯨漁は、その点で海女漁に優先されたのであろう。

文政三（一八二〇）年、浦村での鯨楯網漁中に石鏡村の甚兵衛という者が海女らを連れてヒジキ採りに入ったことを発端とする漁業論争の史料⁽³⁵⁾がある。甚兵衛は鯨楯網中には浦留が行われることを知っていたはずだが、漁事中に海女によるヒジキ採取を行った。また天保七（一八三六）年には、浦村での漁業権が保証されていた⁽³⁶⁾。石鏡村が浦村における鯨楯網の口明けを早めてほしいと藩に嘆願し、

それが許可されている(3)。

当年之時節柄故、年明ニ至候而者、何成共海草ニ而も取付、飢命相凌不申候而ハ相成不申由ニ而、来春ニ至網ノ口御免有之候迄ニ兩村差留居候而者、甚以難渋之趣、御代官所・御浦奉行所御双方へ御願申上候所、願之上御聞濟ニ相成申候。然共兩村共申合し魚引等も有之候ハ、互ニ心添致し合、心得違之筋無之様、兩村小前末々迄急度申渡し、早春より口明可被候。時節柄故早速御免茂有之候故、心得違之筋有之候而者、各々ハ不及申ニ、拙者おゐても不調法不行届とも相当り、兩村小前方随分がさつニ無之様如法ニ致し、家業出精專一之事ニ御座候。右之段為可申入如此ニ御座候、以上

申十二年廿八日

坂本忠太郎
坂本新兵衛

浦村

石鏡村 庄屋中

天保七(一八三六)年の凶作による困窮のため、このような願いが出され許可されたわけだが、他漁の維持のため、海女漁は時期の制限を受けていたことが分かる。

海女漁は、鰯漁以外にもさまざまな漁の影響をその採捕期・採藻期に受けていた可能性がある。限られた村内の漁場を維持するために、他漁と共存していくことが、志摩の海女漁にとって必要不可欠なことであった。

第三節 漁民の資源管理意識

これまで江戸時代の海女漁における規制の存在を確認し、規制の外的要因として得意商人との関係性、内的要因として他漁との関わりを指摘してきた。しかし、現在に見るような資源管理意識とは、どのように関わっていたのであろうか。

資源管理意識が表面化した事例として、第一章第二節で述べた答志村・菅島村の磯留が確認できるが、同様の制度は他の村では見つかっていない。その発生が限られた範囲であることも指摘した。なぜ答

町村名	浦役	町村名	浦役
鳥羽	710匁	鵜方	50匁
坂手	300匁	布施田	320匁
小浜	400匁	和具	750匁
桃取	280匁	越賀	344匁
答志	1貫350匁	御座	206匁
神島	560匁	浜島	300匁
菅島	950匁	南張	220匁
安楽島	55匁	船越	250匁
浦村	220匁	波切	1貫
石鏡	950匁	片田	1貫280匁
相差	1貫70匁	安乗	960匁
畔蛸	16匁	国崎	580匁
的矢	160匁	甲賀	535匁
国府	105匁	志島	390匁
神明	116匁	畔名	100匁
立神	43匁	名田	245匁

表6

『鳥羽市史 上巻』参考

志村・菅島村において、そうした規制が生まれたのであろうか。漁民の資源管理意識の問題を考える前に、ここで答志村・菅島村での磯留成立の要因について考えておきたい。

ひとつの要因として、磯漁への依存度の高さが考えられる。村内漁業中の磯漁が占める比重が高かったため、早期に資源管理意識を意図した磯留が発生したということである。答志村・菅島村の磯漁への依存度の高さを他村と比較してみたい。享保十一年の「指出帳」に記される各村の浦役の額から各村の漁業の比重を考えてみよう(表六)。

答志村では一貫三五〇匁と、すべての村の中で一番高い額の浦役を上納している。菅島村では九五〇匁であり、こちらもかなり高い。

第一章第二節で取り上げた石鏡村の浦役も九五〇匁であり、同様に高い額である。対して、鮑漁を通常で行っていた船越村は二五〇匁であり、さほど高い値ではない。答志村、菅島村、石鏡村に比し、船越村では漁業の比重はそれほど高くなかったことが確認できる。

漁業における海女漁の比重についても考えておこう。塚本明氏が「古文書史料から見る海女の歴史の実態」(38)において「指出帳」に記される「ちよろ船」「さつぱ船」などの小舟保有数や村の石高、家数と人数から各村における海女漁の比重を明らかにすることを試みている。そこで示された表を表七として転載し、各村における海女漁の比重を見てみる。

答志村・菅島村において、その船数に占める小舟数の割合(各村の漁業全体に占める海女漁の比重)が高い値を示していることが確認できる。家数に占める小舟数の割合(村のなかでの海女漁を営む者の比重)も答志村が七四パーセント、菅島村が四四パーセントで両村と

村名	享保11(1726)年指出帳				延享3(1746)年			享保11年		現在(県調査)		
	船数	小舟数	小舟数/船数	船数	家数	小舟/家人数	人数	石高	石高/人数	海女数	フナド	ノリアイ
1 堅神	4	4	100%	—	72	6%	365	307	0.84	0		
2 小浜	52	25	48%	—	124	20%	522	107	0.2	1		
3 神島	70	66	94%	—	137	48%	593	11	0.02	45	?	12
4 答志	250	205	82%	—	278	74%	1212	356	0.29	88	?	?
和具(答志)										62	2	60
5 桃取	127	98	77%	—	130	75%	653	103	0.16	2		2
6 菅島	62	45	73%	*	102	44%	403	104	0.26	105	3	78
7 坂手	128	85	66%	—	153	56%	695	71	0.1	0		
8 安楽島	48	46	96%	—	124	37%	707	585	0.83	10		6
9 浦村	132	103	78%	—	168	61%	954	551	0.58	5		
10 石鏡	94	86	91%	*	103	83%	571	94	0.16	85	40	
11 国崎	36	33	92%	—	59	56%	312	167	0.54	62	7	
12 相差	101	89	88%	*	155	57%	796	846	1.06	133	13	
13 畔蛸	33	32	97%	—	53	60%	282	101	0.36	6	6	
14 千賀	18	11	?	—	28	?	128	45	0.35	5		
15 千賀堅子	9	5	?	—	?	?	?	55		3		
16 安乗	47	38	81%	—	271	14%	1088	305	0.28	22	1	7
17 国府	23	7	30%	—	189	4%	916	1370	1.5	2		
18 甲賀	39	20	51%	—	231	9%	1109	1291	1.16	31		10
19 志島	65	59	91%	*	123	48%	586	223	0.38	20	2	13
20 畔名	20	13	65%	—	71	18%	378	79	0.21	16	1	3
21 名田	19	13	68%	*	63	21%	333	134	0.4	7	1	2
22 波切	79	30	38%	—	241	12%	1356	909	0.67	23	4	4
23 船越	55	41	75%	—	141	29%	753	205	0.28	36	5	3
24 片田	121	94	78%	—	294	32%	1461	561	0.38	53		29
25 布施田	68	61	90%	—	170	36%	937	358	0.38	40	6	10
26 和具	50	35	70%	—	210	17%	954	539	0.56	67		14
27 越賀	17	15	88%	—	154	10%	710	470	0.66	18		
28 御座	16	14	88%	—	80	18%	416	183	0.44	21	1	12
29 浜島	120	104	87%	—	193	54%	924	363	0.39	10	10	
30 南張	17	16	94%	—	99	16%	353	206	0.58			
総計(平均)	10285	1441	76%	—	4020	35%	19580	10285	0.49	978		

* 船数は中田四朗「近世の志摩における海女と御師」掲載の表を基に作成。「*」は中田氏の数値と違うもの。「—」は中田氏未見分。三ヶ所は不明。国府のデータ及び家数、人数は地名辞典の記載に基づく(家数、人数は「鳥羽領内村々様高調」)。石高は斗以下を四捨五入した。パーセンテージの部分で太字は平均値の2割増、斜字は2割減の数字を示す。「現在」の数値は、今回の調査数値。

表7

も高くなっている。対して人数に対する石高の割合（農業依存度）は両村とも〇・二パーセント台と農業依存度は低い。総じて、答志村、菅島村では海女漁への依存度が極めて高かったと考えられる。

では、答志村・菅島村以外の海女漁村では、資源管理意識が全くないままに、魚介や海藻を採取していたのであろうか。先に比較した漁業・海女漁の比重では、例えば石鏡村も海女漁がかなり盛んな村であったはずだが、資源管理意識がなかったのであらうか。次に鮑の産卵期の認識について検討してみたい。当事者たちが産卵期を認識しているのかという問題は、資源の管理の上で決定的に重要である。ここで『三重県水産概略』の鮑漁の項から関係する部分を引用する。

鮑ノ正スル卵及び其候ヲ審ニセス四月下旬極メテ細小ニシテ蜆貝ノ如キモノヲ見ル土人呼ンデ流レトス。越賀村人ノ説ニ拠レハ十月ノ候子ヲ胎ミ十一月ニ至リ小石ニ卵ヲ付着ス。又片田村人ノ説ニ四月八月両度鮑ノ腹内膨張シ白膜ノ如キモノヲ包蔵ス。其後肉脱シ腸縮退ス。其時白膜ノ如キモノヲ見ス。是レ分娩スル者ト云

産卵の時期は「審ニセス」ではあったが、腹部の膨張の時期を認識していること、越賀村と片田村で時期のズレはあるものの産卵期に対する知識があったことが確認できる。また、明治十二年の船越村における「水産取調書」⁽³⁹⁾の「孵卵養育及ヒ保護ノ方法」の項には次のように記されている。

鮠ハ、二月頃田地ノ稻株ヨリ生シ、小魚ノ時ハイナト云。夫ヨリ川へ流レ、海中ニ入生長ノ後子鮠ト云。
鱧・鰻・鯖・鮪・鰯ノ類ハ、何レモ二・三月ヨリ子ヲ胎ミ、

四月頃藻ノ中ニ産ム。夫ヨリ段々成魚ス。
鯉ハ、沖合ニ居住シ生産ノ期限分リ不申。
鯛ハ、五月頃胎ミ、六月沿海中ノ泥ニ生産ス。依テ生産期限分不申。

蝦ハ、四月頃胎ミ、六月頃泥中に生産ス。
鰻ハ、十月頃子ヲ胎ミ、十一月頃小石ニ産ス。

ウツボ鰻ハ、四月頃藻中ニ産ス。

蛸ハ、六月頃海中ニ生産、

烏賊ハ、泥海テクサ等ニ生産ス。

荒布ハ、二月頃海中底瀬へ生ル。

若布ハ、一月頃海中底瀬ニ生ル。

石化菜ハ、一月頃海中ノ小石ニ生ル。

海鹿角ハ、磯辺ノ島崎ニ六月頃生ス。

真珠ハ、内海磯ニ一月頃小石ニ生ル。

鮑のみではなく海藻などその他海産物の繁殖期、産卵期についても、漁民に時期的な知識があったことが窺える。漁民たちに産卵期、繁殖期における捕獲・採藻の自発的抑制があったことは、十分に考えられよう。

以上、漁民の資源管理意識について、漁村における海女漁の比重、魚介の産卵期、海藻の繁殖期に関する知識を軸に考えてきた。漁民たちが産卵期・繁殖期を認識していた以上、資源管理の意識は芽生えていたと想定できるのではなからうか。その認識を背景に、先に見たような鮑の大きさについても規制する意識が窺え、それが一村内における自主的規制につながった。志摩半島全域に、磯留等による制限とい

う明確な形で徹底されはしなかったが、資源管理的な意識は、顕在化せずとも海女をはじめ漁民のなかに潜在的にあったと考えられる。

こうした漁民たちの意識は、近代への移行の中でどのように変化していったのであろうか。

第三章 明治期の組合結成と組合規則

第一節 明治初年の混乱と組合結成

江戸時代が終わり近代化が進むにしたがって、外国文化の移入や交通網の発達、政治経済の変革などにより、社会の在り方が変わっていった。漁業も例外ではなく、明治政府により新たな政策が施行されていく。本節では、近代化に伴う漁業規則の変化について追ってきたい。

戊辰戦争に勝利した明治政府は、新たな統治機構を確立すべく、明治四（一八七二）年に廃藩置県を断行し、全国を統一的に治めようとした。鳥羽藩領は伊勢国内の紀州藩領などと共に、度会県に編入されることとなった。

明治政府は統一的な税制の確立を図り、地租改正を核とする土地改革を推進する。だが漁業については、農地と異なり生産の場たる漁場の所有権を明確にすることが出来ないため、統一的な税制を確立することは容易ではなかった。

明治八（一八七五）年二月二十日、政府は雑税の廃止を全国に布

達し、その一部を占めた漁業税も廃止されることになった⁽⁴⁰⁾。重い負担となっていた漁業税からの解放は、漁民にとつては喜ばしいことであつただろう。しかし、旧藩領においては漁業税が漁場を保証する役割を果たしており、漁業税が廃止されることは漁民にとつて漁場を専有する権利を喪失することにつながりかねない。そのため各所から漁業税上納願が提出されることになった。漁民たちの間の混乱を避けるため、度会県でも旧慣を維持するように指示するはかばかかった。

政府はその後、明治八年十二月十九日に、すべての漁場は官有のものであり、従前の通り漁業を行いたい者は拝借を伺い出て許可を受けるべきとする、漁場の官有拝借制を施行した。各漁村は自村の漁場を確保するため競って拝借願いを提出し、再び混乱に陥ることとなる。それまで権利を持たなかった地域が新たに漁業権を獲得しようとした動き⁽⁴¹⁾もみられ、行政側はその対応にも苦慮した。明治九（一八七六）年七月には官有拝借制の廃止と「旧慣」による取締りを指示し、旧来の慣習を維持することで漁業権問題の鎮静化を図つた。つまり、新政府は土地の税制変革である地租改正には成功したものの、漁場においてはその保有の複雑性ゆえに、容易に税制を変革することが出来ず、やむを得ず「旧慣」を維持するに留まつたのである。しかし、この政府の政策が従来の村々による漁場管理制度に変更を加えるものであつたため、漁業論争が新たに勃発し、また村の慣例を無視して乱獲が行われたため、改めて資源の管理を考慮せねばならない事態に立ち至つた。

事態を取捨するため、政府は明治一九（一八八六）年に「漁業組合準則」を公布し⁽⁴²⁾、組合による共同漁業の管理と秩序の形成を推

し進めた（「漁業組合準則」の内容は末尾に掲載した）。「漁業組合準則」で注目すべき点は次の三点である。まず、第一条にて「漁業・水産動植物採捕ヲ併称ス・ニ従事スルモノハ適宜区画ヲ定メ組合ヲ設ケ規約ヲ作り管轄庁ノ認可ヲ請フベシ（但書省略）」として組合結成を推進し、なおかつ管轄庁の認可を受けることを義務とし、これまで村単位での管理制度から県の管理制度へと移行した点、次に第二条にて「組合ハ営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トス。」として、組合の目的を漁業論争などの「弊害」の矯正と利益の増進とした点、最後に第五条にて「組合規約ニ掲ク可キ事項左ノ如シ」として九項目に「漁具・漁法及採藻ノ制限ヲ定ムル事」と資源管理の側面をもった規制を設定することを義務づけた点である。

この後、三重県⁽⁴⁾においても漁業組合が結成されるわけだが、ここで一つ留意しておきたいことは、組合結成にあたり明治二十（一八八二）年に三重県から「漁業組合規約例」が示されたことである。この規約例を模範とする形で、各組合の組合規則が作られた。

こうして、旧鳥羽藩領であった答志郡・英虞郡の二郡を一体として、明治二十年に雑漁組合、介藻組合、海鼠組合、石花菜組合の四組合が結成された。

第二節 組合規則への継承

組合の結成により、それまで個々の村単位で統制されていた漁民たちは組合への加入が義務づけられた。また、それとともに組合の規

則が作成され、組合員となった漁民たちはこれを厳守しなければならなくなつた。その規則は、組合結成以前に公布された「漁業組合規約例」を基に作られたのだが、その内容に焦点を当ててみたい。

三重県から布達された「漁業組合規約例」は、県内の組合規則を統一的に作成するための、いわば雛型のようなものであつた。注目されることは、第十条において組合の目的を「当組合ハ漁業上（水産動物採捕ヲ合称ス）従来ノ慣行ヲ維持シ、其弊害ヲ矯正シ、水族ノ蕃殖、漁具・採藻器ノ改良及魚付林ノ増殖保護等総テ漁業上共同ノ利益ヲ図ルヲ以テ目的トス。」とした点である。政府が公布した「漁業組合準則」には明記されなかつた「旧慣」の維持と「水族の繁殖」が目的として掲げられ、加えて、第十二条、第十三条で政府の意に沿つて漁期の制限、捕獲の制限、漁具の制限を加えるように事例が示された。但し、政府の指示と三重県側の示した事例には齟齬がある。政府が公布した「漁業組合準則」には「捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事」と採捕期間を定めることを指示しているのに対し、三重県が公布した「漁業組合規約例」では「漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。」（採藻も同様）として採捕期・採藻期に制限を加えるよう事例を示しているのである。そこに示された制限期間を引用してみよう。

第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 鮑 十一月ヨリ十二月迄捕獲ス可カラス。
- 一 海鼠 六月ヨリ十一月迄全。
- 一 淡菜 十一月ヨリ翌年一月迄全。
- 一 真珠貝 十一月ヨリ翌年三月迄全。
- 一 蝦 五月ヨリ九月迄全。

一 鮎 三月一日ヨリ六月三十日迄全。

一 何々 何々

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 石花菜 十一月ヨリ翌年三月マテ採取スヘカラス。

一 若布 七月ヨリ翌年一月マテ、全。

一 荒布 九月ヨリ翌年五月マテ、全。

一 鹿尾菜 五月ヨリ九月マテ、全。

一 海羅 六月ヨリ翌年一月マテ、全。

一 肥料藻 十一月ヨリ翌年四月マテ、全。

一 何々 何々

全般に示された制限期間が短いことが分かるであろう。これは、産卵期、繁殖期のみを制限するものであったと考えられる。また、海藻に関しては採取されるものすべてに制限が加えられたわけではなく、甘苔などは規制の対象外であった。事例として示された対象も貝類と海藻が中心で、一般の魚類は取り上げられてはいない。つまりは、主に海女漁への漁期制限を意図してつくられたものだったのである。

もう一つ注目される点は「漁業組合格約例」第十四条の魚介捕獲の制限で、大きさの制限が明確に示されたことである。

第十四条 魚介捕獲ニ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 鮎 三寸曲尺以下ノモノ捕獲スヘカラス

一 淡菜 全

一 海鼠 六十目量目以下、全。

一 真珠貝 一年子以内ノモノ、全。

一 何々 何々

鮎については、それまで村々では三寸以下のものも採捕していたのであり、ここで新たな制限が加えられることとなった。

以上、「漁業組合格約例」に焦点をあて、三重県が提示した例にどのような意図が含まれていたかを確認した。では、この「漁業組合格約例」を基につくられた旧鳥羽藩領の四組合の組合規則がどのようなものであり、それまでの海女漁の規制といかなる関係を持ったかについて検討したい。

四組合のうち、介藻組合と石花菜組合は特に海女漁と密な関係をもった組合であった。その組合規則の骨組は基本的には「漁業組合格約例」と同じであるが、注目したいのは「漁業組合格約例」と異なる採捕期・採藻期の規定である。該当する部分を抜粋し、まとめて見よう。

第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 鮎ハ、十月十五日ヨリ十一月十五日迄捕獲スヘカラス

一 淡菜ハ、三月一日ヨリ六月三十日迄、同。

一 蝦ハ、六月一日ヨリ八月三十一日迄、同。

但、答志郡ノ内答志・神島ノ二ヶ村ニ限り、十二月ヨリ翌年四月三十日迄捕獲スヘカラス。

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 若布ハ、八月一日ヨリ十二月三十一日迄採取スヘカラス。

一 荒布ハ、十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄、同。

一 鹿尾菜ハ、六月一日ヨリ十月三十一日迄、同。

一 海羅ハ、七月一日ヨリ翌年一月三十一日迄、同。

一 肥料藻ハ、十二月一日ヨリ翌年二月十日迄、同。

一 石花菜、十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄採取スヘカラス

三重県が定めた「漁業組合同規約例」と比べると、期間に多少のズレや短縮が窺え、この規則が組合独自に定められたことが分かる。なぜこのように定められたのであろうか。そこには漁民の資源管理意識が関係しているのではないかと推測する。三重県が示した例は産卵期・繁殖期を制限するものであったが、それゆえに、これを模した組合同規約には、それまで漁民のなかに潜在化していた意識が現れてきたと考えるのである。第二章第三節で示した漁民の産卵期・採藻期の認識が、この制限期間に含まれていることを確認したい。

また、漁期の規制については、各組合で独自に制限期間を定めている。答志・英虞郡の四組合と同年に結成された、度会郡南部の石花菜介藻組合同規約の採取期・採藻期の制限を示そう。

第拾四条 期節制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 石花菜 十一月ヨリ翌年二月マテ捕獲（採取）スヘカラス。

但、激浪ノ為メ自然海岸ニ打寄セ拾ヒ取ルモノ及ヒ海底ニ流散セシモノヲ、コゲタ網ニテ採取スルハ此限ニ非ス。

一 鹿尾菜 五月ヨリ十月マテ捕獲スヘカラス。

一 荒布 十月ヨリ翌年四月マテ捕獲スヘカラス。

一 真珠貝 十月ヨリ翌年三月マテ捕獲スヘカラス。

一 鮑 四月ヨリ十月マテ捕獲スヘカラス。

一 蝦 五月ヨリ九月マテ捕獲スヘカラス。

鮑捕獲の制限期間が答志・英虞郡の制限と著しく異なっているの

は、海女による採捕ではなく突竿での採捕であったためである(4)。ここで、海藻等は「漁業組合同規約例」で示された期間とも、答志・英虞郡介藻組合同規則で定めた期間とも異なった期間が設定されているのが分かる。つまり、産卵期・繁殖期に関するそれぞれの地域ごとの認識が反映したため、異なった期間の規制となったのである。

明治前期に布達された「漁業組合同規約例」は、その目的を魚貝類等の繁殖・保護とした。しかし、それに基づき結成された各々の組合の規則を見ると、大きさの制限等では三重県側の例を受け入れたが、漁期については各組合が独自の期間制限を定めていたことが分かる。これは、従来の海女漁を大きく制限するものではなく、むしろ、旧村段階での慣例に基づくものであり、それまでの漁民が持っていた資源管理意識が顕在化したものであったと言えよう。つまり、組合同規約の中には、それまで漁民たちがその生活の中で作り上げてきた資源管理意識が受け継がれているのである。

おわりに

以上、江戸時代から明治時代にかけて海女漁における規制の在り方を探り、特にその連続面を追究してきた。海女漁における規制は、早くは商人との関係、他漁との関係といった村内の経済的理由から発現してきた。上方の商人たちは、良質な海産物を生産する志摩半島の海女漁村を、資本の前貸などによって自己の支配下に組み込もうとした。だが村で暮らす漁民や海女たちにとって、重い負担である年貢や

浦役などの上納のため、生きていくためには、商人たちとの関係を維持するほかなかった。ゆえに磯留などによる村内での規制が必要であったのである。また、一村内の漁場が限られたものであったため、海女漁はさまざまな漁の影響をその採捕期・採藻期に受けていた。なかでも鯨漁による影響は大きかったと考えられる。だが、他漁との共存を図っていくことが、海女漁の成り立ちのために必要なことであった。

しかし、本論において主張したいのはそれだけではない。海からの恵みによって生活を成り立たせている漁民にとって、磯はまさに「毎日之口すき仕磯に御座候へハ、一入大切に奉存候」という場なのである。自村の磯を守っていくため、漁民たちの間に資源を管理するという意識が、江戸時代から潜在化していたことが重要なのである。

こうした意識は時代が移り明治に入ってからはどうなったか。明治政府は統一的支配のため漁業税の画一化を図ろうとして失敗した。

政府の新たな政策による混乱のために、「旧慣」を破る者が現れてくる。それによって資源の繁殖・保護の必要性は、より明確な形で現れてきた。この事態に対し、政府は組合の結成を全国に指示することとなり、三重県下にも各組合ができ、それまで村内で統制されていた漁民は組合への加入を義務づけられた。しかし、結成された組合の規則の中に、漁民に潜在化していた資源管理意識が顕在化していたのである。

つまり、政府からの圧力のみで規則が定められたのではなく、漁民の資源管理意識が継承される形で規則が定められたのである。組合規則はまさに漁民たちが長い間かけて作り上げてきた「生きる術」そのものであったと言える。そして、その意識は今なお受け継がれて

いることは称賛に価する。海女文化が古くから受け継いできたものは、漁法や道具だけでなく、規制についても同様であった。

このように受け継がれてきた海女の文化が現在絶えようとしている。海女が高齢化し、後継者も少なくなっているのである。

産業全般に機械化が進む現代社会の中で、海女漁業は今でも素潜りの潜水作業による漁法が守られ、受け継がれている。それは海女たちが昔から受け継いできた資源管理意識の表れでもある。こうした海女を、海女たちの文化を、守り、次の世代に引き継いでいくことは、人と自然の関係を考える上でも重要なことではないだろうか。彼女たちの明るい笑い声が響き渡り、絶えることがないようこれからも、継承し続けなければならない。

【注】

(1) 大量のアワビ殻と共に、鹿角製の「アワビオコシ」が、鳥羽市浦村の白浜遺跡から発見されている。

(2) 『日本列島海女存在確認調査報告書』(海の博物館、二〇一〇)

(4) 和歌森太郎編『志摩の民俗』(吉川弘文館、一九六五)

(5) 鳥羽市史編さん室編『鳥羽市史 上巻』(鳥羽市、一九九一)

(6) 石鏡漁業協同組合所蔵文書

(7) 大喜多甫文氏は『潜水漁業と資源管理』(古今書院、一九八九)

のなかで「隣接の紀州藩では漁民に「てぐすを御下げ」して漁業の奨励をはかったり、仕入役所の設置や専売制により藩直営の流通機構を有していたが、鳥羽藩ではこのような制度も取り入れておらず、特権商人に海産物を取り扱わせて彼等から上納金を取る

という財政的便宜政策をとっていたにすぎなかった。」と述べている。

(8) 中田四朗「近世における志摩の水草漁業」『海と人間』十三(海の博物館、一九八六)では「海女潜水漁業の主幹対象は、鮑、栄螺であるが、近世において農耕地に制約をうけた立地条件のなかで仮り高利の貢租に苦しめられた貧困を幾分でも緩和するのに役立ったのは、海女潜水漁業の余業である海羅・若布・荒布・天草などの海藻採取であった」と述べている。

(9) 宮下章『ものと人間の文化史・海藻』(法政大学出版局、一九七四)

(10) 近世初頭に京・大阪を中心として、海藻の唯一最大の集散市場が形成され、そのため大坂・伏見商人が志摩地域の海藻を買い付けに来ていた。

(1) 領主の交代時に領内支配の基礎資料として、領主が各村に村勢を記させ提出を命じた帳面。村明細帳。稲垣氏の入部の際に提出された享保十一(一七二六)年の指出帳が志摩国内の全村について残っている。

(2) 三重県勸業課六等属水野正連が編述したものであり、明治十(一八七七)年から全国規模で行われた水産調査が基になっている。

(3) 明治十四年に編述された『三重県水産図説』の遺漏を補填し、魚介苔藻の製造法や漁村の慣例維持法をも調査し集めたもの。財団法人東海水産科学協会・海の博物館が復刻版を刊行している。

(4) 『三重県水産図解』には「沿海各漁村ノ慣行及ヒ規約等ハ土地ノ廣狭形状ニヨリ多少ノ異同アリ。山林耕地ニ乏キ村浦ニ於テハ漁

業専ラナルヲ以テ其方法嚴ナリト雖モ耕地山林ニ富メル所ニアツテ之ヲ專業トセザルカ為メニ其方法自ラ疎ナルカ如シ。故ニ格別異ナルモノハ之ヲ毎村ニ掲ケ否ラサルモノハ各村並記シテ以テ参考ニ弁ナラシム」とあり、漁村を維持するために決められた規約と捉えることが出来る。

(15) 一定の期間、磯を留め置いて自由に漁をさせないようにすると。各村で申し合わせてとりきめていた。

(16) 中田四朗「近世における志摩の荒布漁業(上)」『海と人間』十五 海の博物館、一九八八)

(17) 石鏡漁業協同組合所蔵文書

(18) 『三重県水産概略』に「捕獲ノ後、縣下津、山田、松坂及ヒ名古屋等ニ回送ス。其低價ナルニ及ンテ之レヲ乾シ大坂ニ輸送ス」と記されている。

(19) 伊勢神宮に参詣する旅人の食事として鮑が多く出されていることが確認されている他、御師による熨斗の需要も大きかった。

(20) 『三重県漁業調整規則』第三八条

(21) 和歌森太郎編『志摩の民俗』(吉川弘文館、一九六五)項三十に掲載。

(22) 文化七(一八一〇)年時点では「村々に五六人より八九人の生貝商人共有之」という状況であった。

(23) 鵜方組から南張村・浜島村・御座村・越賀村・和具村・布施田村・片田村・船越村・波切村、国府組から名田村・畔名村・志島村・甲賀村・安乗村・相差村・国崎村、小浜組から石鏡村、神島村・菅島村・答志村の二十ヶ村。

(24) 中田四朗「近世における志摩の荒布漁業(上)」『海と人間』十五 海の博物館、一九八八) 所収

(25) 鳥羽市菅島町菅島支所文書二二四(海の博物館所蔵複写版)

(26) 史料では宿と記されている。

(27) 山口和雄『日本漁業史(復刻版)』(東京大学出版会、一九七九)

には「紀伊・志摩沿岸に行われた南北網と称する四艘張網漁業は…主にイワシ・アジを捕獲したが、サバも亦多少捕ったようである。」とある。

(28) 中田四朗「近世の志摩における鰯漁業・鰯楯漁業の展開を主として」『海と人間』三、海の博物館、一九七五) では、「この鰯の回遊習性が、秋から始まり春に及ぶことから、冷気をさけて暖海に移動する習性とみなす気候説と気候にともなう回帰的産卵への習性によるとする考があるが定説はない。」と述べている。

(29) 『鳥羽市史 上巻』

(30) 中田四朗「近世の志摩における鰯漁業・鰯楯漁業の展開を主として」『海と人間』三、海の博物館、一九七五)

(31) 長方形の敷き網を水中に沈め、敷き網の上に魚群を追いたて、魚がその上に来た時に引き上げて捕獲する漁法。

(32) 網幅がほぼ水深に一致する帯形状の大網で内湾を立て切り、その内部で、引き網、敷き網、または、刺し網などを用いて漁獲する漁法。

(33) 『鳥羽市史 上巻』

(34) 鰯は「みようさち」や「なよし」とも呼ばれ、出世魚として好まれており、伊勢神宮に参詣にくる旅人たちに多く食されていた。

(35) 海の博物館所蔵本浦地下文書

(36) 石鏡村は慶長十三(一六〇八)年に領主である九鬼氏から銀二〇〇匁の上納と引き換えに浦村領での漁業権を保証されている。このことを発端として石鏡村と浦村は何度も論争を繰り返した。

(37) 中田四朗「近世の志摩における鰯漁業・鰯楯漁業の展開を主として」『海と人間』三、海の博物館、一九七五) 所収

(38) 『海女習俗基礎調査報告書』(三重県、二〇一一)

(39) 明治十二年八月二十四日に三重県令岩村定高の名において郡役所を通じて、内務省勸農局長の指示した一定の調査規格による調査を実施した。その際に各村から三重県に提出された調査書が水産取調書である。中田四朗氏の調査で現在は浦村、越賀村、船越村、国府村、東大淀村の村控が残っていることが確認されている。

(40) 中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』(中田四朗先生喜寿記念刊行会、一九八七)

(41) 三ヶ所村のように藩政時に水主米を上納しながら地先海面に対する漁業権を保有していなかった村が、漁業権獲得のため拝借願いを提出している。

(42) 明治政府の意向に沿う形で三重県甲第四六号布達にて「漁業組合準則」と同内容の「三重県漁業組合準則」を明治一九(一八八六)年に公布している。

(43) 度会県は明治九(一八七六)年に三重県に合併されて廃止された。

(44) 中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』

〔参考史料〕

漁業組合準則

農商務省令第七号公布

第一条 漁業、水産動植物採捕ヲ併称ス、ニ従事スルモノハ適宜区画

ヲ定メ組合ヲ設ケ規 約ヲ作り管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

但、漁業者僅少ニシテ他ノ漁場ニ關係セサル地ハ管轄庁ノ見込ヲ

以テ組合ヲ要セサルコトアルヘシ。

第二条 組合ハ營業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トス。

第三条 組合ハ左ノ二類トス。

第一類 捕魚採藻（遠海漁業若クハ大地引・台網・捕鯨・昆布採取

ノ類）ノ種類ニ從ヒ特ニ組合ヲナスモノ

スモノ

第四條 前條第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帶スルモノハ必ス一組合

トナスヘシ

第五條 組合規約ニ掲ク可キ事項左ノ如シ。

一 組合ノ名称及事務所位置

二 組合ノ目的

三 役員選舉法及權限

四 會議ニ關スル規程

五 加入者及退去者ニ關スル規定

六 違約者処分ノ方法

七 費用ノ徴収及賦課法

八 捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事

九 漁具・漁法及採藻ノ制限ヲ定ムル事

十 漁場区域ニ關スル事

十一 前各項ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第六條 組合ハ規約ヲ更正シ、若クハ前組合ヲ分立・合併セントスル

トキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

第七條 組合ハ聯合會ヲ設ケ、其規約ヲ作り、若クハ之ヲ更正セント

スルトキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ

第八條 二府県以上ニ渉ル組合及聯合會ノ規約ハ交渉官庁ヲ經テ農商

務省ノ認可ヲ請フ可シ。

但、規約ヲ更正シ、若クハ其組合ヲ分立合併セントスルトキモ本條

二準スヘシ。

第九條 二府県以上ニ渉ル組合ハ便宜ノ地ニ事務所本部ヲ設ケ、其他

ハ每府県事情ニ依リ其必要ナラザル場合ニ於テハ、之ヲ置カサルヲ

得。

（すぎやま あゆみ 三重大学大学院人文社会科学研究所一年）